横須賀市立池上中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成２６年４月１日策定

令和４年４月１日改定

１　いじめ防止等に向けた基本姿勢

本校は学校教育目標を「人を大切にする学校」とし、豊かな人間関係を築くことのできる生徒の育成に努めています。

《いじめの定義》

いじめ防止対策推進法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめはいじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。本校では、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、いじめ防止のための取組の改善を図ります。

２　いじめ防止等に取り組むための校内組織

学校の教職員がいじめを発見したり、相談を受けたりした場合には、速やかに「校内いじめ防止対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

（１）学校いじめ防止対策委員会（学校外の方を含む）

いじめの防止等を実効的に行うため、次の校内いじめ防止対策委員会の構成員に学校評議員を含めて「学校いじめ防止対策委員会」とします。

〈活動内容〉

・原則として６月・３月に現状報告を行い、次への予防・対応策を検討し実施します

学校いじめ防止対策委員会

学校内	
校　長	教　頭
生徒指導担当	支援教育コーディネーター
養護教諭	１年学年主任
２年学年主任	３年学年主任
特別支援学級担当	スクールカウンセラー
登校支援相談員	
学校外	
若干名	学校運営協議会

（２）校内いじめ防止対策委員会（支援会議を兼ねる）

生徒の問題行動等に係る情報の共有、いじめ及び不登校の防止等に係る取組方針の企画立案などのための打ち合わせを行います。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を協議します。原則として毎週木曜日４校時に開催します。

〈活動内容〉

・いじめ防止や対応への検討・対応の具体的な手立ての決定と実施

・いじめ相談・通報対応（教育委員会・小学校・関係諸機関への相談と連携）

・不登校傾向への対応や学習支援の手立てを具体的に立案し学年・全校に促す。

校内いじめ防止対策委員会

校　長	教　頭
生徒指導担当	支援教育コーディネーター
養護教諭	１年学年主任
２年学年主任	３年学年主任
特別支援学級担当	スクールカウンセラー
登校支援相談員	

〈年間指導計画〉

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの早期発見の取組、早期対応の取組、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定めます。

３　いじめの未然防止

いじめについての共通理解を学校体制として図り、生徒との信頼関係を確立する。人権尊重と豊かな人間性の育成のために、わかりやすい授業づくりを目指した校内研修を充実させる。生徒の自己有用感や自己肯定感と自浄力を育成し、保護者や地域に開かれた学校づくりを行う。

ア　いじめの特質等について、校内研修や職員会議を活用し、平素から教職員全員の共通理解を図ります。

イ　職員が生徒を一人の人間として尊重し、日頃から生徒の心に寄り添うことを心がけます。

ウ　学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

エ　授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進めます。

オ　学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、自己有用感が高められるよう努めます。

カ　いじめは、学校や家庭だけの問題ではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があることから、日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。

4　いじめの早期発見

いじめの兆候を見逃さないために、教育相談や生活アンケート調査による把握や家庭との協力関係を構築して早期発見に努めます。

ア　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。そこで、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努めます。

イ　生徒・保護者、教職員がいつでもいじめに関して相談できるよう、相談窓口を周知するための工夫をするとともに教育相談週間の設定を行い実態把握に努めます。

①相談窓口の周知

池上中学校　相談教室　直通電話：046-853-3191

横須賀市教育委員会　こどもの悩み相談ホットライン：046-822-6522

神奈川県立総合教育センターいじめ110番：0466-81-8111

②保健室だよりの発行

③教育相談週間　Ⅰ、　６月中旬～　７月上旬

Ⅱ、１０月中旬～１１月上旬

Ⅲ、　１月中旬～　２月上旬

④スクールカウンセラーの活用

ウ　定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒の状況を客観的な把握に努める。学校生活アンケート実施：年３回（６月、10月、１月）・臨時実施

5　いじめへの対処

早期解決を基本として、いじめの発見通報を受けたときの対応、いじめられた生徒又はその保護者への支援を迅速に行う。いじめた生徒への指導又はその保護者への助言やいじめが起きた集団への働きかけ、インターネット上のいじめなどにも丁寧に対応する。

ア　発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応します。そして、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

イ　遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為をやめさせます。また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持ちます。

ウ　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。

エ　いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じます。

オ　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び横須賀警察署等と連携して対処します。

カ　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようと言う態度を育むようにします。

キ　インターネット上のいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもネット上のいじめへの理解を求めていきます。また、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、保護者とともに直ちに削除する措置をとります。

ク　特に配慮が必要な生徒に係るいじめについては、当該生徒の特性を踏まえ、日常的かつ継続的な支援を行います。

ケ　具体的な対応については、横須賀市教育委員会「いじめ問題の理解と対応」冊子に則って行います。

6　重大事態への対応

《重大事態の定義》

「重大事態」とは、法第 28 条第 1 項第 1 号において「いじめにより当該学校に 在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」、第 2 号において「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に則り、次の対処を行います。

ア　重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告します。

イ　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置します。

ウ　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。

エ　上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実確認その他の必要な情報を適切に提供します。

池上中学校いじめ防止対策のための年間指導計画（状況によっては変更もあります）

	教職員の活動	生徒の活動	保護者への活動
4月	○校内いじめ防止対策委員会 ・支援教育に関する校内研修	・学級開き,人間関係づくり,学級ルールづくり【学級活動】	・保護者との情報交換 【保護者会】
5月	○校内いじめ防止対策委員会 ・学校いじめ防止対策員会準備	・行事を通した人間関係づくり【各学年行事】	・学校運営計画、学習ガイダンス、情報交換等 【全校保護者集会・家庭訪問】
6月	○校内いじめ防止対策委員会 ◎学校いじめ防止対策委員会	①学校生活アンケート実施 ①教育相談期間の実施	①教育相談期間の実施 【授業参観・保護者会】
7月	○校内いじめ防止対策委員会 ・地域パトロール		・保護者との情報交換 【個人・三者面談】
8月	・生活指導に関する職員研修	・夏休み中の家庭や地域での生活と体験などから学ぶ 【地域行事への参加】	・夏休み中の家庭や地域での生活と体験などから気づきと相談
9月	○校内いじめ防止対策委員会	・休み明けの経過観察と早期対応・行事を通した人間関係づくり【体育祭】	・休み明けの経過観察と早期対応
10月	○校内いじめ防止対策委員会	・前期終了に向けてのまとめと振り返り ②学校生活アンケート実施 ②教育相談期間の実施	②教育相談期間の実施

1 月	○校内いじめ防止対策委員会	・行事を通した人間関係づくり【職場体験・発表会】	【授業参観・保護者会】
12 月	○校内いじめ防止対策委員会		・保護者との情報交換 【個人・三者面談】
1 月	○校内いじめ防止対策委員会	・休み明けの経過観察と早期対応 ③学校生活アンケート実施 ③教育相談習慣の実施	③教育相談期間の実施 ・保護者との情報交換
2 月	○校内いじめ防止対策委員会 ・学校いじめ防止対策員会準備		・保護者との情報交換
3 月	○校内いじめ防止対策委員会 ◎学校いじめ防止対策委員会	・卒業、進級に向けて学年末のまとめ 【３年生を送る会・卒業式】	・春休み中の家庭や地域での生活と体験などから気づきと相談